解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年五月八日開催の社員総会の決議並びに山形県知事の認可により平成二十五年七月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二十六日

山形市小白川町一丁目六番一三号

医療法人社団成仁会

清算人　斎藤　勝哉

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年七月十一日を以って解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二十六日

山形県西置賜郡小国町大字岩井沢七〇四番地

財団法人小国町文化振興基金

代表清算人　河内　昭佐

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年八月二日兵庫県知事の認可により任意解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二十六日

兵庫県西宮市常磐町二番九号

宗教法人徳光教本部

清算人　永吉　直人

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年八月十四日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二十六日

山口県宇部市寺の前町三番一号山口県立宇部高等学校内

社団法人かたばみ会

代表清算人　千葉　泰久

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年六月十五日開催の通常総会の決議により同年七月二十六日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二十六日

大分県速見郡日出町大字豊岡一一四七番地

社団法人杵築、速見歯科医師会

清算人　有永　博

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年七月三十一日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二十六日

鹿児島県鹿屋市西原一丁目二九番二〇号

医療法人山村医院

清算人　山村　孝

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年七月三十一日社員の欠乏により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二十六日

千葉県船橋市海神一丁目八番九号

医療法人社団文明会

清算人　林　毓玲

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二十六日

千葉県香取市府馬二九三八番地の四

財団法人府馬保育園

代表清算人　大照　洋子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年八月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二十六日

岐阜市曙町四丁目一九番地の一

財団法人岐阜県評会館

代表清算人　櫻井　靖雄

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十五年七月二十五日広島県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二十六日

広島市佐伯区湯来町大字和田一六六番地

清算法人湯来町砂谷土地改良区

清算人代表　吉田　米治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年七月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二十六日

福岡県朝倉市林田二三五番地の三蜷城公民館内

財団法人蜷城振興管理会

代表清算人　大楠　隆

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年七月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二十六日

大分県由布市庄内町柿原三〇二番地

財団法人庄内町田北奨学会

代表清算人　首藤　奉文

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年六月二十七日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二十六日

岩手県大船渡市末崎町字平林八一番地末崎ふるさとセンター内

財団法人末崎愛林公益会

代表清算人　上部　泉

解散公告（第三回）

当法人は、解散しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二十六日

奈良県生駒市元町一丁目三番二七号

医療法人馬渕会山内歯科

清算人　山内　雄二

配当公告

福井県鯖江市本町二丁目一番六号

破産者　株式会社きくかわ

右の者に対する福井地方裁判所平成二十四年（フ）第三六二号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三九七、九七四、一八一円

一、配当することのできる金額

金六〇、六五一、四二七円

平成二十五年八月二十六日

福井市春山一丁目九番三二号ＹＫビル一階

破産管財人　川村　一司

第43期決算公告

平成25年8月26日

福島県郡山市中町13番1号

株式会社うすい百貨店

代表取締役　平城大二郎

貸借対照表の要旨　（平成25年1月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,613,805	流動負債	3,063,708
固定資産	3,918,134	固定負債	1,677,886
		負債合計	**4,741,594**
		株主資本	790,345
		資本金	200,000
		資本剰余金	590,345
		利益準備金	6,190
		その他利益剰余金	584,155
		（うち当期純利益）	（136,228）
		純資産合計	**790,345**
資産合計	**5,531,939**	**負債・純資産合計**	**5,531,939**